

## 令和3年第8回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年8月5日(木) 開会 午後1時30分  
閉会 午後2時45分

2. 場 所 東区地域福祉センター3階 大会議室1・2

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 19名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	梶山 正治
7	伊藤 信彦	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	沼田 聖	12	沖田 光春
13	河野 信義	14	谷口 憲	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員  
なし

6. 議事録署名者  
4番 山本 香織 5番 溝口 憲幸

7. 職務のため出席した事務局職員  
事務局長 大畦 裕之 事務局次長 石原 健二  
主幹(事)主任 平木 周二 主 査 有馬 隆幸  
技 師 森下 まゆ

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について

(5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用許可取消の専決処理について
- (6) 農地転用届出撤回の専決処理について
- (7) 特定農地貸付の承認の取消の専決処理について
- (8) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・農政に係る審議事項

- (1) 令和4年度広島市農政に関する意見書について

・その他

- (1) 農地利用最適化推進委員の欠員募集について
- (2) 「所有地及び耕作地に関する申告書」の送付について
- (3) 農業委員会だより（令和3年夏号）について
- (4) 令和3年8月の現地調査日程について
- (5) みどりの募金について
- (6) 令和3年度第3回地区協議会の日程について

# 議 事

## 事務局長

皆さん、お待たせしております。定刻より少しだけ早いのですが、総会を開催したいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大が進んでおりますので、換気をしながら、若干暑いかもしれませんが、ご理解ご協力をよろしく願いいたします。会長よろしく願いいたします。

## 議 長（福島会長）

猛暑が続いておりまして、大変な時期ではございますが、局長が言われたようにコロナが広島県も段々増えてまいりました。気を付けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、令和3年第8回広島市農業委員会総会を開会します。

本日の欠席者はございません。出席者が過半数に達しており、総会は成立します。

会議に入る前に、本日の議事録署名者を指名します。

4番、山本委員、5番、溝口委員にお願いします。

それでは、審議に入ります。

議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請」について、8件を上程します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局（有馬主査）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請8件について説明します。

議案の3ページ、4ページをご覧ください。

1番は、議案第3号第3番により建設する住宅へ譲受人が転居する予定であり、その周辺の申請地を取得して新規に就農するものです。野菜、果樹を作付けする旨の営農計画書が提出されています。

2番は、経営規模拡大のため、譲受人が賃借地を含む申請地を取得するものです。

3番から8番は、経営規模拡大のため、自宅に近い申請地を借り受け、または譲り受けるものです。

なお、1番の案件について補足して説明します。申請地の一部は、認定農業者の〇〇氏が利用権の設定を受けて営農しており、この状態では譲受人の全部耕作要件を満たさず、許可になりません。しかし、譲渡人は農地を売却したいとの意向が強く、また〇〇氏には農地を買い取る意思はないことから、譲受人を含む三者で話し合いをおこない、その結果、譲受人が農地を取得後に経営主として農作業を〇〇氏に委託することで、全部耕作要件を満たすこととなったものです。なお、一定期間経過後には譲受人と〇〇氏とで利用権設定することになっています。

このように、現在の農地法では、耕作権のついている農地の所有権移転は、譲受人が全部耕作要件を満たさないことから許可できませんが、同様の案件は今後も発生すると考えられます。このため、本件のように認定農業者による今後の利用が見込まれる場合は、全部耕作要件を満たさない場合でも所有権移転の許可が可能となるよう運用の見直しについて国に対して提案しています。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われまます。

これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第1号の説明を終わります。

## **議 長**

議案第1号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、伊藤委員。

## **伊藤委員**

7番の伊藤です。

7月16日に梶山委員、事務局職員2名、私と4名で現地調査を行いました。

事務局から説明がありましたようにいろいろ関係者で協議されまして、問題ないと思います。

## **議 長**

2番、3番、岩重委員。

## **岩重委員**

8番の岩重です。

2番3番とも、令和3年7月19日に己斐委員、事務局職員と現地調査をしています。2番に関してですが申請地は水稻の作付けがされている農地と、保全管理されている休耕地でした。譲受人は居住地が申請地近くにあり賃借している農地もあり、この度取得するというものです。この申請は問題ありません。3番の案件の申請地は水稻の作付けがされている農地と保全管理されている休耕地でした。譲渡人は体調に不安なところもあり、この度譲受人である妻に譲り、耕作を続けていくというものです。この申請は問題ありません。

## **議 長**

4番、5番、己斐委員。

## **己斐委員**

3番の己斐です。

4番は令和3年7月19日に岩重委員、事務局職員と現地調査を行いました。

この農地は現在休耕となっておりました。譲受人は規模拡大のため譲り受ける申請で、地目は田ですが畑として野菜を作付けする案件であり問題はありません。5番は令和3年7月19日に岩重委員、事務局職員とで現地の調査をしております。この農地も休耕中となっており譲渡人には後継者がいないということから耕作できないので譲受人に譲渡する申請です。譲受人は河川改修により農地が減少したこともあり、居住地に隣接していることから購入し水稻の作付けを行う予定であるということから問題はありません。

## 議 長

6番、下谷委員。

## 下谷委員

9番の下谷です。

6番の案件について7月19日佐藤委員、事務局職員2名と現地調査をしました。譲受人の家から徒歩2、3分のところの土地です。特に問題はありません。

## 議 長

7番、8番、沖田委員。

## 沖田委員

12番の沖田です。

7月19日に沼田委員、事務局職員で調査いたしました。8番は6月17日に調査いたしましたが宅地等が含まれていることを確認したことから申請の差し替えがあり実測したところ、公簿では農地面積が595㎡でしたが宅地部分が124㎡、道路が36㎡で農地部分が差し引き435㎡ということがわかりました。7番は経営規模拡大のためとありますが、譲渡人が宅地を売却するに当たり、隣接の申請地を譲受人が購入するものであり、問題ありません。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

## 吉田委員

3番は奥さんに生前贈与されるということですか。

## 議 長

岩重委員わかりますか。

## 岩重委員

事務局の方でお願いできますか。贈与とは私の方では伺っておりません。

### **事務局（有馬主査）**

事務局の方から説明いたします。この申請地につきましては、相続により取得した農地ですが、相続人の方が体調不良のため今後耕作することが困難ということで、妻に譲渡する旨申請書には記載してあります。売買価格が無償であるため贈与ということになります。

### **吉田委員**

要は生前贈与ですよね。生前贈与でも総会に諮らないといけないのですか。

### **事務局（平木主幹）**

相続なら許可不要ですが、生前贈与の場合は許可が必要です。

### **吉田委員**

相続の場合はいらないが、生前贈与の場合は農業委員会の許可が必要だということですね。

### **事務局（平木主幹）**

そうです。

### **吉田委員**

それは夫婦間であろうと、親族の誰に渡しても、贈与の場合はそうなりますよ。という考え方でいいですね。わかりました。

### **議 長**

その他ございませんか。意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

### **議 長**

異議がないので、8件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請」について2件を上程します。事務局から説明をお願いします。

### **事務局（有馬主査）**

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の2件について説明します。

議案の5ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、駐車場として利用するものです。

2番は、雑種地への転用事案で、太陽光発電設備用地として利用するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

なお、1番の案件は、既に転用済みとなっておりますが、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

1番の案件は本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

また2番の案件は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第11条公告が本年7月2日付でされており、農振法の第12条公告により、農用地区域から除外されたことを確認したうえで農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

## 議 長

議案第2号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺い致します。1番、梶山正治委員。

## 梶山委員

6番の梶山です。

7月16日事務局職員と現地調査をいたしました。先ほど言われたように、以前から駐車場ではありませんが、雑草が生えている状況で耕作はしていないということです。特に問題はありません。

## 議 長

2番、吉田委員。

## 吉田委員

17番の吉田です。

本件は令和3年3月18日、前年度ですが、農振除外案件で事務局職員2名と現地の調査をしております。申請者は高齢で単身とのことでございます。隣地は水田耕作がなされていますが、申請地は山際で他の活用もなく、今回の太陽光発電を選択されたものと思われ、異議はございません。

## 議 長

それでは、その他、ご意見、ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、2件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請」について21件を上程します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局（有馬主査）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の21件について、説明いたします。

議案の6ページから9ページをご覧ください。

1番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、隣接地の貸農園耕作者用駐車場として利用しようとするものです。

2番は雑種地への転用事案で、申請地の持分を一部譲り受け、隣接地の雑種地と一体で農業用機械等の進入路として共同利用しようとするものです。

3番は宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、隣接の宅地と一体で住宅を建築しようとするものです。申請地は住宅の敷地として既存農地を分筆しており、残地については譲受人が引き続き農地として利用する旨の農地法第3条許可申請が同日提出されています。(3ページ、議案第1号の議案番号1：同字3092-1)

4番は宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、住宅及び物置の敷地として利用するものです。

5番は雑種地への転用事案で、土木建設業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、隣接する資材置場を拡張しようとするものです。

6番は雑種地への転用事案で、建築業等を営む譲受人が、申請地を譲り受け、資材置場として利用するものです。なお申請地は平成8年度から平成16年度に実施された「農村活性化住環境整備事業」区域内の農地で、異種目換地を受けた非農用地区域内の土地であり、第1種農地の不許可の例外に該当するものと思われまます。(第1種農地の不許可の例外「土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」に該当)

7番は雑種地への転用事案で、不動産業等を営む譲受人が、隣接する宅地と共に申請地を譲り受け、事業用の駐車場として利用しようとするものです。

8番は宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、住宅及び倉庫の敷地として利用しようとするものです。

9番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、隣接する自宅の駐車場及び庭敷として利用しようとするものです。

10番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電施設を設置しようとするものです。譲受人は県外事業者ですが、機器のメンテナンスは親会社の広島支店が行うこととしています。また、本件は令和3年第6回農業委員会総会で審議の上許可した案件に隣接するもので、譲受人、譲渡人とも前回と同一です。6月の案件と同様、転用に反対する周辺の地域住民の声も聞いていたことから、事務局から申請代理人に対し、地域によく説明して理解に努めるよう指導し、その結果、地域の要望を踏まえ、転用後の土地の適正な管理のため、パネルの下に防草シートの設置等を行うようにした旨、聞いております。

11番から19番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電施設を設置しようとするものです。

20番は雑種地への転用事案で、医院及び介護老人保健施設を経営する譲受人が、申請地を譲り受け、職員及び外来者用駐車場として利用しようとするものです。併用地に市街化区域内の宅地及び田がありますが、田については、7月21日付で農地法第5条届出を受理しています。

21番は宅地への転用事案で、かねてより譲渡人から賃借を受けていた物置の敷地部分につき、分筆して譲り受けるものです。なお、土地買収費については過去に支払済みです。

申請地は6番を除き、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

4番、6番及び21番の3件の案件は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

5番、6番、8番及び11番から20番を除く案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

また、5番、8番、11番及び12番の4件の案件は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第11条公告が本年7月2日付でされており、農振法の第12条公告により、農用地区域から除外されたことを確認したうえで農業委員会の会長名で許可することとなります。

6番については、第1種農地に該当するため、20番については、転用面積が30アールを超えるため、本総会で承認されますと、8月18日（水）に開催される、広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たのちに、農業委員会の会長名で許可することとなります。

13番から19番の7件の案件は、農振農用地であったことに加え、転用面積が30アールを超えるため、本総会で承認されますと、8月18日（水）に開催される、広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たうえで、農振法の第12条公告により、農用地区域から除外されたことを確認したのちに、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

## 議 長

議案第3号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺い致します。1番、鍛冶山委員。

## 鍛冶山委員

2番の鍛冶山です。

去る7月16日事務局職員2名と現地を調査いたしました。ここは貸農園をしている隣の土地で、駐車場がないから駐車場にしたいということで所有権移転するものです。周辺への農地等にも影響はなく問題はないと思います。

## 議 長

2番、梶山委員。

## 梶山委員

6番の梶山です。

7月16日事務局職員と現地を調査いたしました。特に問題ありません。

## 議 長

3番、伊藤委員。

## 伊藤委員

7番の伊藤です。

7月16日に事務局職員2名と現地の調査を行いました。先ほど議案第1号の1番と同じ譲渡人、譲受人であり、転用についても問題ありません。

## 議 長

4番から7番、岩重委員。

## 岩重委員

8番の岩重です。

4番から7番の案件は7月19日に事務局と現地の調査を行いました。

4番の申請地にはすでに住宅がありますが、周辺農地への影響はないので問題はないと思います。5番の案件は周辺の農地への影響はないので問題はないと思います。6番の申請地はきれいに管理されておりました。周辺の農地への影響はないので問題はありません。7番の申請地は家庭菜園をされておりました。譲受人は申請地を取得し駐車場として使用しようとするものです。申請地の両隣は住宅と倉庫が立ち隣接する農地もないので問題はないと思われま

## 議 長

8番、9番、己斐委員。

## 己斐委員

3番の己斐です。

8番は令和3年3月17日に農振除外の案件で現地調査を行っております。譲受人は三篠川の河川改修のために立ち退きになることから譲渡人の農地を譲り受けて宅地として住宅1棟2階建てを新築する案件でございますが異議はございません。9番につきましては令和3年7月19日に事務局職員2名と現地調査を行いました。譲渡人は相続で取得した農地で管理が出来ないため譲受人に譲渡し、譲受人が隣接でもあり庭敷の拡張等来客用の乗用車3台分の駐車場として利用する案件でございます。近隣の農地に影響はなく異議はございません。

## 議 長

10番、沖田委員。

## 沖田委員

12番の沖田です。

7月19日に事務局職員2名と現地調査を行いました。太陽光発電設備の設置であり問題はありませんでした。周囲の方から許可を差し止めてくれという申し出がありましたが、代理人に伝えたところ譲受人と三者協議をされまして、今は地元の方も了解をしております。

## 議 長

11番から19番、谷口委員。

## 谷口委員

14番の谷口です。

農振除外の案件で令和3年3月17日に事務局職員2名とで現地調査を行っております。先月の7月14日安佐地区農地パトロールにおいて河野信義委員、安佐地区の推進委員のみなさん、事務局及び安佐北区の農林課の担当の方にも現地を見ていただいております。9件の場所ですが安佐町鈴張から北広島町千代田方面に向かって大曲という、冬には積雪及び凍結になるところがあるんですが、ここの場所で一塊の土地でございます。11番、12番の2件、13番から15番の3件、16番から19番の4件、合計で9件あり譲渡人は6名でございます。いずれも高齢のため長年休耕状態が続いております。一昨年あたりから鈴張地区にも太陽光を設置するという箇所が、この大曲地域から明神峠にかけて広がっております。今回も管理が難しいということで、まとめて太陽光を3つのグ

ループに分けて設置するものでございます。全部で面積が8,980㎡とかなり広大になると思いますが、地形が棚田に近い急傾斜地でございます。特に耕作管理が難しいというのを感じております。周囲には耕作地がございませんので問題はないと思います。

## 議 長

20番、山縣委員。

## 山縣委員

16番の山縣です。

20番について説明します。この件につきましては本年7月16日に私と河野芳徳委員、事務局職員2名と現地調査いたしました。申請地はすでに埋め立てられておりました。譲渡人の不動産業者が医療法人に職員及び外来者用駐車場として所有権移転するものです。周辺は農地及び宅地で転用、周囲に被害は生じないと認められるため許可相当と認めます。

## 議 長

21番、吉田委員。

## 吉田委員

17番の吉田です。

21番の案件を説明します。去る7月20日に事務局2名と現地調査をしております。譲受人は20年前から譲渡人の畑地を借用しておりましたが、今後永久的に物置として使用するということが所有権移転の目的で転用許可申請されたのですが、先ほど事務局からございましたように追認許可案件です。

物置部分の土地を分筆されておまして、周辺にも配慮されており、異議はございません。

## 議 長

それでは、その他、ご意見、ございますか。

## 佐藤委員

確認なんです、安佐町の鈴張の太陽光の件ですが、先般の熱海の盛り土の土砂災害があったりしまして、これは棚田だと言われましたよね。

## 谷口委員

棚田に近い状態です。

## 佐藤委員

そのままの状態ですら使われるんですか。

## 谷口委員

一応、そのまま設置されるんですが、棚田ですので用水路上とか設置できない部分が多くて面積の割には設置面積が合わないという感じだと思います。

## 佐藤委員

今までも許可を止めることはできなかったと思うのですが、これだけの面積がまとまって、底地をどういう形にされるかわかりませんが、私の知っている所では、やっぱり近隣で宅地ができると用水が全部農地に流れ込むんですよ、舗装されたりすると。被害のことを心配しながら許可に関してはまるっきり手出しが出来ないというか、太陽光に関しては何か制限を設けられないものなのではないでしょうか。被害防止と先ほども言われましたが、近隣に農地として使われていなかったら、今のところOKという形になっているのですが、農地としての被害はなくても熱海のように、土砂災害がおきた日には色々なことを心配するのですが、その辺のところは農業委員会としては、タッチは出来ないのですか。

## 事務局（有馬主査）

事務局から説明いたします。申請地につきましては、この農地の現状のまま利用ということで地盤面はそのまま使用するという形になっております。加えて里道水路につきましては存置するという形で設置するという形で形状的に流路を疎外するようなものはないというような認識でおります。

## 佐藤委員

わかりました。

## 議長

いいですか。それでは、その他、ご意見、ございますか。

## 沼田委員

20番の不動産業者が農地を持っておられるということは、法人が農地を農地として持っておられたのでしょから、農業をしておられたという判断ですか。

## 事務局（有馬主査）

もともと不動産業者が資材置場として転用許可を受けた案件ですが、事業を実施することが困難になったということで、この案件につきましては事業計画変更承認申請に加えて、現状が農地であることから農地法第5条の許可申請を行った案件となっております

**沼田委員**

もともと3条で買われたのですか。

**事務局（有馬主査）**

5条です。

**沼田委員**

5条で買われて許可を受けて転用しようとしていたが時間が間に合わなかったということでしょうか。

**事務局（平木主幹）**

時間ではなくて計画が頓挫しまして、そうこうしている内に医療法人と話がまとまって、事業計画変更と今回5条の許可申請があったものです。ただこの不動産業者については事業の達成が出来ていないため、今後転用申請が出てくれば、審査を厳しくすることを考えております。

**沼田委員**

厳しくしなくてもいいのではないのでしょうか。

**事務局（平木主幹）**

事業計画が未達成、出来ていない上に、取得したまま相当の期間が経過しているため、今後審査を厳しくしようと思います。

**沼田委員**

法人でも、騙して買うことも考えられるのですよね。

**事務局（平木主幹）**

そこまでは。当初はちゃんとやるということで、5条で申請されたものであるでしょうし。

**沼田委員**

はい、わかりました。厳しくしなくてもいいと思うのですが。

**事務局（有馬主査）**

5条の届出ではたまに出てくる案件なのですが、こういった場合は農業者以外が農地を所有することになりますので、申請時に理由書をつけて届出をしていただくことにしています。

**議 長**

その他、ご意見、ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、5番、6番、8番及び11番から20番を除く8件を許可することに決定いたします。

5番、8番、11番及び12番は、農振法の第12条公告により、農用地区域から除外されたことを確認したのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

6番及び20番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

13番から19番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たうえで、農振法の第12条公告により、農用地区域から除外されたことを確認したのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請」について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

## 事務局（有馬主査）

議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請1件について説明します。

それでは、議案の10ページをご覧ください。

本件は、広島国道事務所発注の安芸バイパス建設工事のため、〇〇株式会社が一時転用許可を受け賃借していた現場事務所及び資材置場用地を、△△株式会社が承継し、資材及び残土の仮置場用地として一時転用期間を令和5年1月31日までとする事業計画変更承認を受けようとするものです。

以上で議案第4号の説明を終わります。

## 議 長

議案第4号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、山縣委員。

## 山縣委員

16番の山縣です。

1番について説明します。この件につきましては本年7月16日に私と河野芳徳委員及び事務局職員2名と現地調査しました。平成28年12月6日付で

一時転用許可を受け賃借していた〇〇株式会社の現場事務所及び資材置場用地を今回、△△株式会社が承継し資材及び残土の仮置き場用地として一時転用するものです。一時転用の期間は許可後から令和5年1月31日までです。周辺農地等に支障をきたすことはないと思えられるため許可相当と認めます。

## 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、1件を承認することに決定します。

続きまして、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明申請」について、3件を上程します。事務局に説明をお願いします。

## 事務局（有馬主査）

議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請の3件について、説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。

農業委員会としましては、

- ① 被相続人が農業を営んでいたか
- ② 相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか
- ③ 申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているか（耕作しているか）

などを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の11ページをご覧ください。

今回、3件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。

この申請につきましては、先ほど申し上げました①～③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。

以上で議案第5号の説明を終わります。

## 議 長

議案第5号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、2番、鍛冶山委員。

## 鍛冶山委員

2番の鍛冶山です。

去る7月16日事務局職員2名と一緒に現地を調査しました。1番、2番ともに相続を子供がするということですが、駐車場及び小屋が除外しており、他はともにしっかり耕作してありましたので問題はないと思います。

## 議 長

3番、溝口委員

## 溝口委員

5番の溝口です。

3番の案件ですが、去る7月16日に事務局職員と現地を確認いたしました。適正に作付けしており問題ないと思われれます。

## 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続いて、農地に係る報告事項に入ります。

報告第1号から第8号の専決処理について、100件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局（有馬主査）

報告第1号から第8号までの専決処理について、説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（12ページから14ページ）の22件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（15ページから25ページ）の58件は、広島市農業委員会事務局規程

第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請（26ページ、27ページ）の6件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出（28ページ）の8件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用許可取消（29ページ）の1件、報告第6号、農地転用届出撤回（30ページ）の1件、報告第7号、特定農地貸付の承認の取消（31ページ）、及び報告第8号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認（32ページ）は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第8号までの説明を終わります。

## 議 長

報告第1号から第8号まで説明がございましたが、何か質問がございますか。

（委員：質問なし）

## 議 長

質問がないようなので、報告事項を終了致します。

続きまして、議事日程5の、「農政に係る審議事項」の議題に入ります。

はじめに、「令和4年度広島市農政に関する意見書について」事務局に説明をお願いします。

## 事務局（森下技師）

配布資料1の1ページをご覧ください。市農政に関する意見書(案)についてです。先月の総会で承認を得られました文案をもとに、意見書検討班委員の皆様との協議も踏まえ、意見書の形式に整えて、提案させていただくものです。

1ページの前段では、本市で抱えている農業や農地の課題や、農業施策の動向について触れ、本市農業委員会においても、農地利用の最適化に向けた活動を行う中で、依然として多くの課題があるため、日頃の地域活動や農業者との意見交換をもとに、必要な施策について意見を提出する旨を記載しています。2ページ以降は各項目について記載しています。

まず、2ページ目の「1 認定農業者等の中核的担い手に対する支援について」です。

本市農業の中核的担い手である認定農業者等の経営安定を図る必要があることを掲げております。

説明文をご覧ください。認定農業者や認定新規就農者等、広島市内多くの中核的担い手が広島市の農業を支えている中、生産技術が日々高度化していることや、消費者需要や販売先の多様化していることから、持続的な農業経営のためにも、社会情勢に

合わせた経営判断が求められます。このため、農家個人で実施するにはリスクのある最新技術の試験導入、経営の課題分析、市場動向を踏まえた販売戦略の提案など、就農時期や経営状況に合わせた的確な経営指導にJA等の関係機関と連携して取り組むことを説明として挙げています。

次に3ページ目の、「2多様な担い手の育成・確保について」です。

今後、多くの市民が気軽に農ある暮らしに取り組める環境づくりを図る必要があることを掲げています。

説明文としては、農業経営者の高齢化やあとつぎ不足が深刻化していることから、今後守るべき農地を保全していくためにも、新たに農地を利用する市民を大幅に増加させる視点が求められることから、

趣味的なものから「半農半X」、専業農家など、農への参入に係る多様なニーズに対応できるよう、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の下限面積の引き下げや、就農相談窓口の整備、栽培や販売等の技術習得の場の確保などの条件整備を進めることを挙げております。

4ページ目の、「3有害鳥獣対策の強化について」です。ニホンジカやイノシシの捕獲強化について掲げております。

広島市では、有害鳥獣対策について、地域で取り組む有害鳥獣対策事業や、捕獲報償金の増額、有害鳥獣駆除従事者育成事業等、有害鳥獣を取り巻く環境に対して、各方面の支援に取り組んでいるところです。ですが、近年、ニホンジカやイノシシの出没は増加傾向にあり、特にニホンジカの生息域が拡大し被害が広域化しています。このため、特定鳥獣保護管理計画を策定している県と連携して生息密度を下げるための捕獲を進めるなど、営農の継続が可能な環境づくりを引き続き推進することが必要であることを掲げております。

本日、この説明後にご意見をいただいた上で、委員の皆様の意見より反映していけるよう、先月、先々月同様、意見書について話し合いの場を設け、文案の最終調整に入りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、令和4年度市農政に関する意見書（案）についての説明を終わります。

## 議 長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等は、ございますか。

## 伊藤委員

3ページの農業経営基盤強化促進法の利用権設定の下限面積の引下げは具体的に、数字は検討されているのですか。教えていただければと思います。

## 事務局（森下技師）

今、農政課の方と、まだ担当者レベルなんですけど協議を進めているところです。案としては200㎡だったり100㎡だったりというところから、条件をつけて始めていくのはどうかという話が始まっているところです。まだ変更になる可能性はあります。今後委員の皆さんに意見を聞けたらと思っております。

すのでよろしく申し上げます。

## 議 長

その他ございませんか。

(委員：意見なし)

## 議 長

事務局から、説明がありましたとおり、総会終了後に開催する意見書検討班において詳細に検討していただくことにしています。

続きまして、議事日程6の「その他」事項に入ります。

事務局から報告をお願いします。

## 事務局（平木主幹）

それでは、【農地利用最適化推進委員の欠員募集について】説明をいたします。配布資料の5ページ、資料2と水色の募集案内をご覧ください。募集案内につきましては、まだ募集期間前ですので取扱注意をお願いいたします。資料2は農地利用最適化推進委員の選任事務の流れということで表を作っております。去る6月28日に安佐北区白木町の松原推進委員がお亡くなりになり、それに伴い退職となりました。広島市農地利用最適化推進委員の選考手続きに関する要綱におきまして、欠員が生じた場合は推進委員の補充に努めるものとする定められております。松原推進委員の担当地区の業務が滞らないよう速やかに欠員を補充するというものでございます。推進委員の募集から選任までの流れでございますが、まず8月13日金曜日から募集を開始いたします。募集の方法については広島市のホームページやチラシ等で募集要項等を案内いたします。募集期間は8月13日からですので、その前日までにはホームページの掲載や安佐北区役所や白木出張所へチラシの設置等を行いたいと思います。また市の広報誌、市民と市政の9月1日以降で推進委員の募集記事を掲載することとしています。募集期限は9月14日火曜日までで募集期間は33日間となります。募集期間が終了しましたら書面審査や面接等の選考委員会を経て候補者を決定いたします。予定では10月5日の総会の時に推進委員の選任同意をいただくという流れで事務を進めたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

## 事務局（有馬主査）

「所有地及び耕作地に関する申告書」の送付についてご説明いたします。配布資料6ページ、7ページ、及び8ページまでをご覧ください。

1,000㎡以上農地を所有している方などを対象に毎年8月に農地の耕作状況を調査しております。申告書を、7月30日（金）で生産区長宛てに送付し、農家に直接送付するものは8月2日（月）に送付しました。

資料6ページについているものが生産区長の生産区内農家で、7ページにあるものが直送で農家に直接送るものの、かがみの文面となっております。

発送件数は、生産区长562件を通じて約6,400件の農家へ配布しました。また、直送2,545件については、農業委員会から直接農家へ送付しました。

また、生産区の中に市街化区域がある生産区及び直送分には、広島市農政課が作成した生産緑地制度のチラシ、この資料では8ページのものになるんですが、こちらを同封しております。申告書の説明は以上です。

続きまして、広島市農業委員会だより(令和3年夏号)の発行について説明します。

お手元にお配りしていますとおり「広島市農業委員会だより(令和3年夏号)」が完成しました。こちらは、先ほど説明しました「所有地及び耕作地に関する申告書」に同封し、各農家へ配布するほか、区の農林課、公民館等で配布しますので、ご参照ください。

令和3年8月の現地調査日程について、説明します。

資料の9ページをご覧ください。今月の許可案件等の受付締切日は、8月13日(金)です。

現地調査を行う地区を担当する委員に13日の夕方、17時15分から18時頃に電話で調整させていただきます。

現地調査日程につきましては、3日間の日程で、第1日目は8月16日(月)で午前旧市、午後安芸区、第2日目は8月17日(火)で午前安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区となります。第3日目は8月18日(水)で午前安佐南区、午後佐伯区となります。

許可申請の状況により、開始時間の調整をいたしますので、よろしく願いいたします。

続きまして、「みどりの募金」について、説明します。

毎年、農業委員会は、「緑の募金」に協力しております。

本年度も引き続き、1人当たり千円の募金を親和会でまとめて行います。

募金は、カープとサンフレッチェとのコラボグッズのピンバッチで、本日、募金資材として皆様にお配りしていますので、よろしく願いします。

## 事務局(森下技師)

資料5、10ページをご覧ください。

次回の第3回地区協議会の開催日程についてです。

下の表のとおり、現在、9月7日から14日まで各地区ご調整いただいているところですが、県の新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策期間が、7月末から9月12日まで予定されています。

今後の感染拡大状況によって、対策期間の短縮又は延長が考えられますので、状況によっては日程変更の調整をさせていただく可能性があります。

また、その際にご連絡させていただきますのでよろしく願いいたします。

第3回の地区協議会では、遊休農地に関する措置の概要、推進委員の活動について、

農地の利活用の推進に向けた農業委員会活動について、予定しております。

また、7月の現地調査の際にもお伝えはさせていただいていたのですが、活動記録帳について、今年度から、交付金のとりまとめが半年ごとに変更となっております。

8月までの活動記録帳は、9月6日(月)までにご提出をどうかお願いいたします。以上で地区協議会の説明と議事日程6「その他」の説明を終わります。

## 議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

## 佐藤委員

資料3の所有地及び耕作地に関する申告書については毎年やっているものですが、これは1,000㎡以上の土地を耕作している、あるいはそれ未満でも貸借等している農家が対象とあります。そこで確認なんですけど、自作地で1,000㎡未満の方は対象になっていないのですよね。

## 議 長

なっていないと思います。

## 佐藤委員

なっていないのですが、当然ながら1,000㎡未満の方も農業されているわけですよね。その面積とか、人数というのは、委員会として把握されているんですか。調査しないということは把握し辛くなる気がするんですが。

## 事務局（有馬主査）

申告書という形で申告いただくのは1,000㎡という形での一定の基準を設けておりますが、それ以外はこちらについても所有者情報としての農地の台帳は随時出力できる形にありまして、希望される方には、申告書を送付しております。

## 佐藤委員

いえ、希望じゃなくて申告対象であるかの確認です。

## 事務局（有馬主査）

経営耕地面積が1,000㎡以上の農業を営む世帯を農家と定義し申告対象としていますが、1,000㎡未満の方が申告を希望されるケースもあります。

## 佐藤委員

わかりました。

## 議 長

その他はございませんか。

## 吉田委員

この配布資料以外のことで、その他になりますが、よろしいですか。先ほど審議事項にあった件ですけども、ページで言いますと10ページですね。議案第4号の「農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について」でございますが、この件について山縣委員から報告を受けて、これには異議はございませんが、これに似たようなことが発生しています。過去にもあったのではないかと思われまして。と申しますのが活力農業、新規農業者で私のところに、この4月1日から就任された女性の方ですが、今、生産活動に頑張っておられますが、その農地に客土を、前年度、2年度の冬にかけて1月頃ですかね、客土を搬入された。その請負業者が農地を、このような申請がないまま、農地を客土の仮置き場として利用した。そこで仮置きというのが真砂土をふるいにかけて石を除いて新規就農者の土地に客土して搬入した。その仮置き場に農地が利用されたと。その後、今8月の最終検査時期なんですけど、区役所の地域整備課において農道の整備をして頂いたのですが、その農道の整備を受けた請負業者がやはりその土地を利用して仮資材置場、残土が発生したものを、仮にそこに置くとか、そのような行為をしているという風に見受けられるのです。これも農地利用最適化推進委員さんがパトロールと申しますか、利用状況調査を今やっていますが、そういう中で目に留まって、心配されておられる訳です。私もこの工事はいずれも市が発注された工事で、仮に利用するのであれば、この土地の一時転用の申請を、議案10ページのような業者が申請をして農地を仮使用するという手続きがなされていけばいいのですが、どうもそうでないような感じなのです。そのようなことがずっと続くといろんな所で残土が置いたまま、整地はされていますが、いつのまにか農地が土で埋まっているということが見受けられることが多々ある。そういったことがこの半年間位の間で発生しておりますので、それをどのように行政指導、あるいは農業委員が指導するかということなのです。ちなみに私も、そのことで事務局へ連絡しましたら、事務局から業者のほうに農業委員として注意をして下さいということがあったものですから、私なりに「もとの状態に戻さないといけないよ」と連絡はしております。それでこういった土木事業は次から次に起こる。要するに、その業者は次に発生したらそこを利用する。次の工事を仮置き場にする。というようにずっと継続されるような心配がある。工事ごとに整地をして元に戻す、新たにこういった申請をして利用するというような行政指導が必要かなと思っています。地域整備課から発注された道路改良ですから担当者に色々な連絡をしますよね。残土が今回の工事で50m<sup>3</sup>発生しましたと。50m<sup>3</sup>を市が指定した残土処分場に処分するのですが、一時的に2トントラックで5台10台ほど仮置きして、それから10トン20トンの大型ダンプで積み替えて最終処分する。そうしますと最終的にどの位処分したという適正な数字が市でも把握している

はずですが、ただ仮置き場となると、そういうことが見えないということなんですね。やっぱり仮置き場も議案第4号の10ページのような申請をさせるような行政指導が必要かと思います。あわせて私共委員としても、パトロールあるいは利用状況調査からの、行政指導もしたいと思いますが、一体的に取り締まりをしないと抜け道があるようですから、注意したいと思います。注意したいと思いますと言うか、私の意見ですけども、こう言うようなことがあるということをご連絡しておきます。

## 議 長

その他ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

これで令和3年第8回総会を終了しますが、その他全体的にご意見等がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

次回の総会は、令和3年9月6日(月)午後1時30分から、東区区役所3階第4・5会議室で行う予定です。

それでは、鍛冶山会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

## 鍛冶山会長職務代理者

大変お疲れ様でございました。今、コロナもどんどん拡大しているようで、本当に大変ではございますが、熱中症警戒アラートですか。そちらのほうも十分気を付けていただいて、水分をしっかり取って、そちらの死亡率も結構あるようでございますので、十分気を付けて下さい。本日は大変お疲れ様でございました。